

4月9日から
4月22日まで

新型コロナウイルス

「感染対策強化期間」中

長野県知事から皆さまへ 重要なお願い

現在、長野県内では新型コロナウイルス感染症の**感染確認者が急増**しています。加えて、政府から7都府県を対象区域とする「緊急事態宣言」が発令されるなど、全国的かつ急速なまん延のおそれがあることから、**今後、県内における感染発生リスクが高まることを懸念しています。**

今が、重要な時期です。

すべての県内の皆さまは、自覚症状の有無にかかわらず、**4月22日まで、感染防止に最大限ご留意いただくようお願いいたします。**
ご自身と大切な方の命を守るため、県民一丸となって感染防止を徹底し、互いに支えあいながら、この難局を乗り越えましょう。

※「緊急事態宣言」の対象地域（4月8日現在）
東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県

1 「緊急事態宣言」の対象地域への往来は、基本的に行わないでください

また、これらの地域からお越しの方は、**14日間健康観察**を行っていただくとともに、必要な場合を除き、**外出しないでください。**

2 人との接触機会を減らす、間隔をとるなど、社会的距離をとってください

人混みを避けたり、職場や飲食店等でも**座席の間を広くとる**など、社会的距離をとってください。（ソーシャルディスタンス）

3 ご家族、親類、知人が「緊急事態宣言」の対象地域にお住まいの方へ

大変ご心配のことと思いますが、これらの地域にお住まいのご家族や親族、知人の方と連絡を取り合ってください、できるだけ**ご自宅に留まる**ようお願いしてください。

4 基本的な感染防止対策を徹底・継続しましょう

感染を防ぐには、**手洗いや咳エチケット**など、基本的な感染症予防対策の徹底が不可欠です。また、感染リスクが高い「**3つの密**」

（密閉空間、密集場所、密接場面）を避ける行動をお願いします。



5 発熱や風邪症状があったら

発熱等の症状がある方は外出せず、他の方との接触を避け、**保健所（有症相談窓口）**や**かかりつけ医**にお電話いただいた上で、医療機関を受診するようにしてください。



6 冷静な行動をお願いします

感染者や医療従事者の方々、緊急事態宣言の対象地域からお越しになられた方々への**不当な差別や偏見、いじめ**などが起こることがないように、配慮ある冷静な対応をお願いします。

一般相談窓口（県庁 保健・疾病対策課）

下記窓口で休日を含め24時間、専用電話でお受けします。

026-235-7277 または 026-235-7278

FAX 026-403-0320 詳しくは「長野県 コロナ対策」で検索

最新情報を随時ツイッターとLINEで発信しています。

